

2022年3月24日

ウクライナ情勢に係るロシアに対する経済制裁の概要(2)

弁護士 小林 英治 / 弁護士 松嶋 希会

ロシアによるウクライナ侵攻に関して、日本政府は、2022年2月26日以降、ロシアに対する経済制裁を実施しています。当事務所では、日本による経済制裁の概要につき、同年8日までに行われた制裁措置の概要につき、3月10日付のニュースレターにてご紹介しましたが、その後も、追加的な経済制裁が実施されています。本ニュースレターでは、3月8日以降の追加制裁(3月11日、15日、18日付実施のもの)の概要につき、ご紹介します。

1. 資産凍結等の対象者の追加

2014年のクリミア併合の際に導入された経済制裁における資産凍結等の対象者に追加する形で、2022年のウクライナ侵攻に関してロシア連邦及びベラルーシ共和国の関係者や団体が資産凍結等の対象者に追加されている。2022年3月8日までに指定された対象者は、当事務所の3月10日付ニュースレター(「3月10日付NL」)に記載の通りである。日本政府はその後資産凍結等の対象者を追加的に指定し、3月8日以降3月23日現在において、以下の団体及び個人が指定され資産凍結等の対象者とされている。なお、以下で効力発生日の記載がないものは指定日から効力発生するものとされている。

- (1) 3月11日、ベラルーシ共和国の3銀行(及び当該銀行が50%以上の持分を有する子会社)(4月10日より効力発生)
- (2) 3月15日、ロシア連邦国家議員、財閥関係者等のロシアの17個人
- (3) 3月18日、ロスネフチ・アエロ、株式会社ロスオボロンエクスポート等のロシア9団体(及び当該団体が50%以上の持分を有する子会社)
- (4) 3月18日、ロシア政府高官、ロスネフチ CEO 親族等のロシアの15個人

これまでの資産凍結等の対象者は末尾の表を参照されたい。

なお、財務省及び金融庁は、3月14日に、資産凍結等における支払規制に関して、暗号資産の移転に係る支払も対象となることを確認し、暗号資産交換業者に対して制裁対象指定者に対する暗号資産の移転を行わないこと等を内容とする要請を公表している。

2. 輸出規制の具体化

3月10日付NLに記載の通り、ウクライナ侵攻に関する経済制裁において、外務省告示により指定されるロシア連邦の特定団体(49団体)及びベラルーシ共和国の特定団体(2団体)への輸出等に係る禁止措置が導入されていた。これまでは、①ロシア連邦の特定団体については2022年3月1日制裁により、②ベラルーシ共和国の特定団体については2022年3月8日制裁により、居住者による同団体との間で行う輸出等に係る特定資本取引(輸出又は工業所有権の移転に係る借入契約に関する相殺、輸出等に関する債務の保証契約等)を経済産業大臣の許可の対象とし、また、居住者による制裁対象者からの貨物の輸出、工業所有権の移転又は使用権の設定、一定の技術の提供に係る取引に伴う支払の受領につき、経済産業大臣の許可とするものであった。

これらは、輸出取引に関する相殺等の一定の取引や支払の受領を禁止する間接的なものであったが、導入時における日本政府の報道発表では「先ずは」これらの措置を導入するとし、今後の輸出規制の追加が予定されていた。日本政府は、3月11日及び15日に具体的な輸出規制を公表・公布し、関連省令、告示等が同月18日付で施行され、同日より効力が発生した。内容としては、輸出自体を経済産業大臣の承認制とする直接的なものであり、概要は以下の通りである。また、併せて、輸出規制に関する役務提供(技術提供等)の禁止措置も導入されている。なお、輸出規制の対象となる品目の要件等については輸出貿易管理令に関する告示や通達等に定められており、個別の輸出取引につき輸出規制の適否を判断するためには関連告示・通達等を合わせて検討する必要がある。

(1) 国際輸出管理レジームの対象品目のロシア及びベラルーシ向け輸出の禁止等に関する措置

(対象品目: 工作機械、炭素繊維、高性能の半導体等)

(2) ロシア及びベラルーシの特定団体への輸出等に係る禁止措置

(対象団体: ロシア国防省、ロシアの航空機メーカー等、上記の指定団体)

(3) ロシア及びベラルーシの軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品の両国向け輸出等の禁止措置

(対象品目: 半導体、コンピュータ、通信機器等の一般的な汎用品及び関連技術)

(4) ロシア向け石油精製の装置等の輸出等の禁止措置

(5) 「ドネツク人民共和国」(自称)及び「ルハンスク人民共和国」(自称)との間の輸出の禁止措置

3月18日より導入された輸出規制には、制裁対象指定者への輸出貨物を規制するものだけでなく、指定された対象品目のロシア・ベラルーシを仕向地とする貨物を規制するものも含まれ、ロシア・ベラルーシ向けの貨物を輸出する際には輸出先の貨物の受取人がいずれかを問わず、貨物が制裁対象となる可能性があるため、ロシア・ベラルーシを仕向地とする貨物については一般的に経済制裁の適用の有無につき確認が必要である。

また、制裁対象指定者に対する貨物に関する規制(上記(2))においては、経済産業大臣の承認の対象となる輸出につき「指定者との直接又は間接の取引によるもの」とされており(改正後の輸出貿易管理令2条1項1の6及び1の7)、指定者が直接の輸出先でなくとも最終の受領者が指定者である場合等において適用になる可能性があることにつき注意が必要である。

これらの禁止措置の対象となる輸出の承認手続については、経済産業省の通達¹により、原則として承認しないとされているが、一定の例外が設けられ、食品・医薬品、人道支援の目的での輸出、サイバーセキュリティの確保の目的での輸出等については、承認を行うことがあるとされている。また、日本及びその他一定の国の法人の子会社に対する輸出(最終需要者が法人であって当該法人のすべての株式を日本又は一定の国・地域の法人

¹ 「輸出貿易管理令の運用について」(昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号)、「ベラルーシ、ロシア又はウクライナを仕向地とする輸出承認について」(20220311貿局第3号輸出注意事項2022第10号)

が出資した法人向けの輸出)についても、この例外の一つとされている。

また、上記(5)については、「ドネツク人民共和国」(自称)及び「ルハンスク人民共和国」(自称)を原産地とするウクライナからの輸入もすでに禁止の対象となっており、同地域については上記の輸出禁止措置とあわせて、輸出入のいずれも禁止措置の対象となる。

なお、従前導入されていた制裁対象指定者との間の特定資本取引及び制裁対象指定者からの一定の支払受領を経済産業大臣の許可制とするものは、上記の具体的な輸出規制の導入に合わせて廃止されている。

[別表]

資産凍結等の措置の概要(2022年3月23日現在)			
主要な制裁内容		制裁対象団体	制裁対象個人
制裁対象者への支払等について、財務大臣(又は経済産業省)の許可を要する。	居住者による制裁対象者に対する支払い。支払いが、日本国内からか、日本国外からかは問わない。	2014年制裁対象 16 団体 ・チヨルノモルネフチガス社 ・自称「ドネツク人民共和国」 ・自称「ドンバス人民軍」、など	2014年制裁対象 66 個人 ・クリミア共和国関係者 ・自称「ドネツク人民共和国」関係者、など
	非居住者による制裁対象者に対する、日本国内から国外への支払い	2022年2月26日制裁対象 1 銀行、当該銀行が 50%以上持分を有する子会社(3月28日から) ・バンク・ロシア	2022年2月26日制裁対象 24 個人 ・自称「ドネツク人民共和国」関係者 ・自称「ルハンスク人民共和国」関係者
	制裁対象者による日本国内から日本国外への支払い	2022年3月1日制裁対象 3 銀行、当該銀行(ロシア連邦中央銀行を除く)が 50%以上持分を有する子会社 ・ロシア連邦中央銀行(3月1日から) ・プロムスヴァジバンク(3月31日から) ・ロシア対外経済銀行(3月31日から)	2022年3月1日制裁対象ロシア 6 個人 ・ロシア大統領 ・ロシア政府高官
制裁対象者との資本取引(預金、信託、貸付)について、財務大臣の許可を要する。	居住者と制裁対象者である非居住者との間の預金契約(但し、居住者が当該非居住者から受け入れるものを除く。)	2022年3月3日制裁対象 4 銀行、当該銀行が 50%以上持分を有する子会社(4月2日から) ・対外貿易銀行(VTB) ・ソフコムバンク ・ノヴィコムバンク	2022年3月3日制裁対象ロシア 18 個人 ・ロシア政府高官 ・ロスネフチ CEO ・ロステク社長、など
	居住者と制裁対象者である非居住者との間の信託契約(但し、居住者が当該非居住者から受託するものを除く。)		

	<p>居住者による制裁対象者である非居住者に対する金銭の貸付契約に基づく債権の発生に係る取引</p>	<p>・アトクリチエ</p> <p>2022年3月3日制裁対象2団体、当該団体が50%以上持分を有する子会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベラルーシ共和国国家軍需産業委員会 ・ミンスク装輪牽引車工場 <p>2022年3月8日制裁対象ロシア2団体、当該団体が50%以上持分を有する子会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット・リサーチ・エージェンシー ・民間軍事会社ワグナー <p>2022年3月8日制裁対象ベラルーシ10団体、当該団体が50%以上持分を有する子会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社ベラルーシ機材輸出公社 ・シネジス・グループ、など <p>2022年3月11日制裁対象ベラルーシ3銀行、当該銀行が50%以上持分を有する子会社(4月10日から)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベルアグロプロムバンク ・バンク・ダブラピト ・ベラルーシ共和国開発銀行 <p>2022年3月18日制裁対象ロシア9団体、当該団体が50%以上持分を有する子会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロスネフチ・アエロ ・株式会社ロスオボロンエクスポート、など 	<p>2022年3月3日制裁対象ベラルーシ37個人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベラルーシ大統領 ・ベラルーシ政府高官 ・自称「ドネツク人民共和国」関係者 ・自称「ルハンスク人民共和国」関係者 <p>2022年3月8日制裁対象ロシア20個人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロシア政府高官 ・ガスパイプ等建設会社オーナー ・トランスネフチ CEO、など <p>2022年3月8日制裁対象ベラルーシ12個人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベラルーシ政府高官 ・ベラルーシ物流会社オーナー、など <p>2022年3月15日制裁対象ロシア17個人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロシア連邦国家議員 ・財閥関係者、など <p>2022年3月18日制裁対象ロシア15個人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロシア政府高官 ・ロスネフチ CEO 親族、など
--	--	--	---

輸出入関連の措置の概要(2022年3月23日現在)	
	対象品目、対象団体、対象地域
国際輸出管理レジームの対象品目のロシア及びベラルーシ向け輸出の禁止等	(対象地域)ロシア、ベラルーシ向け (対象品目)工作機械、炭素繊維、高性能の半導体等
ロシア及びベラルーシの特定団体への輸出等に係る禁止措置	(対象団体) 2022年3月1日制裁対象ロシア49団体 ・国防省通信センター ・ロシア量子センター及びROC ・株式会社ロケット・宇宙センター「プログレス」 ・モスクワ物理・技術大学 ・国営企業ロステック ・統一エンジン製造会社、など 2022年3月8日制裁対象ベラルーシ2団体 ・国防省 ・株式会社インテグラル
ロシア及びベラルーシの軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品の両国向け輸出等の禁止措置	(対象地域) ロシア、ベラルーシ (対象品目) 半導体、コンピュータ、通信機器等の一般的な汎用品及び関連技術
ロシア向け石油精製の装置等の輸出等の禁止措置	(対象地域) ロシア (対象品目) 石油精製の装置等
「ドネツク人民共和国」(自称)及び「ルハンスク人民共和国」(自称)との間の輸出入の禁止措置	(対象地域) 「ドネツク人民共和国」(自称)及び「ルハンスク人民共和国」(自称)

証券の発行・流通に関する措置の概要（2022年3月23日現在）	
主要な制裁内容	
<p>制裁対象者による日本における新規の証券の発行及び募集について、財務大臣の許可を要する。</p> <p>* 2014年制裁対象者(ズベルバンク、VTB など)については償還期限が30日を超えるものに限る。</p> <p>* 2022年2月26日制裁対象者(ロシア政府、中央銀行など)については、償還期限を問わない。</p>	<p>2014年制裁対象者 5銀行、当該銀行が50%以上持分を有する子会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ズベルバンク ・対外貿易銀行 VTB ・対外経済銀行 ・ガスプロムバンク ・ロシア農業銀行
<p>2014年制裁対象者(ズベルバンク、VTB など)及び2022年2月26日制裁対象者(ロシア政府、中央銀行など)による新規の証券の発行及び募集のため、居住者が労務又は便益の提供を行うことについて、財務大臣の許可を要する。</p>	<p>2022年2月26日制裁対象者 3機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロシア連邦の政府 ・ロシア連邦の政府機関 ・ロシア連邦中央銀行
<p>2022年2月26日制裁対象者(ロシア政府、中央銀行など)が、2022年2月26日以降発行した証券を、居住者が、①非居住者から取得する場合、又は②非居住者に対し譲渡する場合、かかる取得や譲渡について、財務大臣の許可を要する。</p>	

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下の通りです。
弁護士 小林 英治(ejj.kobayashi@amt-law.com)
弁護士 松嶋 希会(kie.matsushima@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。